

いが若者サポートステーション 3月号

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
開所時間 9:00～17:00 相談無料（予約が必要です） TEL 0595-22-0039 3月 						
4	5	6	7	8	9	10
	10:00～11:30 ストレス マネジメント講座	10:00～15:15 パソコン講座 「PC入門」		10:00～15:15 パソコン講座 「Word」		
11	12	13	14	15	16	17
10:00～15:15 パソコン講座 「Excel ①」	10:00～11:30 ビジネスマナー 講座 第12回	10:00～15:15 パソコン講座 「Excel ②」		10:00～15:15 パソコン講座 「PowerPoint」		
18	19	20	21	22	23	24
			春分の日			
	13:00～16:00 ハローワーク 出張相談	13:00～16:00 出張相談				
25	26	27	28	29	30	31

☆ビジネスマナー講座

3月12日(火) 10:00～11:30 講師：伊藤 友木子 さん 株) Will Staff

『好感度アップで自己アピール』

・信頼関係構築のためのマナー5原則 ・理解を得る話し方 ・面接対策



「働き方改革」～一億総活躍社会の実現に向けて～ (厚生労働省)

日本は「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」「育児や介護との両立など、働く方のニーズの多様化」などの状況に直面しています。こうした中、投資やイノベーション（技術革新）による生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境を作ることが重要な課題になっています。働き方改革とは、働く方々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようにするための改革です。

①労働時間法制の見直し

「働き過ぎ」を防ぎながら、「ワーク・ライフ・バランス」と「多様で柔軟な働き方」を実現します。

②雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

同一企業内における正社員（無期雇用フルタイム労働者）と非正規社員（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）の間の不合理な待遇の差をなくす。※2019年4月 「働き方改革関連法」施行